

(案)

(資料3)

令和元年 月 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市地方独立行政法人
大阪市博物館機構評価委員会
委員長 山西 良平

意 見 書

貴市より通知のあった令和元年5月17日付「地方独立行政法人大阪市博物館機構の役員に対する報酬等の支給基準の変更について」にかかる、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第56条第1項において準用する同法第49条第2項に基づく大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第56条第1項において準用する同法第48条第2項に基づく役員の報酬等の支給基準について、意見の申し出はない。